2　市町村の徴税吏員は、法第六百七十四条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章の二及び第三章の三を次のように改める。

第三章の二　狩猟税

（徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十五条　道府県の徴税吏員は、法第七百条の五十九第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
2　道府県の徴税吏員は、法第七百条の五十九第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章の三　削除

第五十六条から第五十六条の十まで　削除

第五十六条の十三の二を第五十六条の十二とし、第三章の四中同条の前に次の一条を加える。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十六条の十一　市町村の徴税吏員は、法第七百一条の五第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
2　市町村の徴税吏員は、法第七百一条の五第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十六条の十三の三を第五十六条の十三とする。

第五十六条の四十九の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の事業所税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十六条の四十九の二　指定都市等の徴税吏員は、法第七百一条の三十五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
2　指定都市等の徴税吏員は、法第七百一条の三十五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　指定都市等の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十六条の八十九の十一とし、第五十六条の八十九の三から第五十六条の八十九の十までを一条ずつ繰り下げ、第五十六条の八十九の二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十六条の八十九の三　地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
2　地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十六条の九十二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十六条の九十二の二　地方団体の徴税吏員は、法第七百三十三条の四第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
2　地方団体の徴税吏員は、法第七百三十三条の四第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十六条の九十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

附則第四条第十二項の表法第三十二条第八項の項を削り、同表法第三十二条第九項の項中「法第三十二条第九項」を「法第三十二条第八項及び第九項」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書（」に、「含む」を「含む。）」に改め、同項下欄中「及びその時までに提出された」を「道府県民税に関する申告書（」に、「含む」を「含む。）」に改める。

附則第四条の二第十一項の表法第三十二条第八項の項を削り、同表法第三十二条第九項の項中「法第三十二条第九項」を「法第三十二条第八項及び第九項」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書（」に、「含む」を「含む。）」に改め、同項下欄中「及びその時までに提出された」を「による申告書（」に、「含む」を「含む。）」に改める。

附則第四条の二第十一項の表法第三十二条第八項の項を削り、同表法第三十二条第九項の項中「法第三十二条第九項」を「法第三十二条第八項及び第九項」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書（」に、「含む」を「含む。）」に改め、同項下欄中「及びその時までに提出された」を「による申告書（」に、「含む」を「含む。）」に改める。

附則第五条の四中「とされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年法律第百十四号」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項の項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項」を加える。